

(別紙)

観光庁「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」概要

観光庁は平成27年度より、訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際に、スムーズに医療機関にアクセスできるようにするため、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定を開始しました。

都内では266医療機関^{*}(28病院、137診療所、104歯科診療所)が選定されています(平成30年10月時点)。

^{*}診療所と歯科診療所は重複があるため、総数と内訳は一致しません。

1 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」選定要件

下記(1)または(2)の要件を満たす医療機関が対象となります。

(1)「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入医療機関(下記①から③の要件を全て満たす病院)

- ① 24時間365日救急患者を受け入れていること
- ② 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること
- ③ 少なくとも英語による診療が可能であること(通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または日英通訳者を介した診療が可能であること)

(2)「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入医療機関

外国語による診療が可能であること(診療所を含む)

2 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の取扱い等

「訪日外国人旅行者受入れ医療機関リスト」として、各観光案内所や地方自治体へ案内されるとともに、日本政府観光局(JNTO)のホームページにおいて情報発信されています。

日本政府観光局(JNTO)ホームページ URL

- 【日本語】 http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html
- 【英語】 http://www.jnto.go.jp/emergency/eng/mi_guide.html
- 【中国語(繁)】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chc/mi_guide.html
- 【中国語(簡)】 http://www.jnto.go.jp/emergency/chs/mi_guide.html
- 【韓国語】 http://www.jnto.go.jp/emergency/kor/mi_guide.html
- 【サポートページ】 <http://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/support.html>